

議案第 33 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について
北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日 提出

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

提案理由 給料の調整額を減額するとともに、廃止される多学年学級担当手当について所要の規定の整備を行うため、関係規定を改める必要があるため、この議案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

1 改正理由

令和7年12月市議会定例会において、北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年北九州市条例第64号。以下「給特条例」という。）等の一部を改正する条例（令和7年北九州市条例第57号）により教師の処遇改善に係る改正が可決された。

教師の処遇全体を負担と処遇のバランスに配慮し見直す中で、教職調整額などを増額する一方、特別支援学校及び特別支援学級に携わっている教師に支給される給料の調整額を減額することにした。

また、新たに学級担任へ義務教育等教員特別手当を加算することに伴い複式学級の学級担任に支給されている多学年学級担当手当を廃止したため、関係規定の整備を行う。

2 改正内容

(1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則（平成29年3月31日教育委員会規則第7号）

給料の調整額の改正

特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員、特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員及び特別の教育課程による教育を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員に係る調整数を0.5に改正する。

（別表第1関係）

(2) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成29年3月31日教育委員会規則第9号）

多学年学級担当手当廃止に伴う規定整備

教育長が特に必要があると認めた場合及び公務のための旅行をした場合に支給対象となる手当の対象となっている手当から多学年学級担当手当を削除する。

（第2条、第7条関係）

3 施行期日

(1) 2(1) 給料の調整額の改正

令和9年1月1日

(2) 2(2) 多学年学級担当手当廃止に伴う規程整備

令和8年1月1日

4 経過措置等

2(1)の給料の調整額に令和9年1月1日から同年12月31日までの間における調整数を0.75とする経過措置を設ける。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 日

北九州市教育委員会
教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 1 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の特別支援学校の項調整数の欄及び同表の小学校及び中学校の項調整数の欄中「1」を「0.5」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「同項第 5 号」を「同項第 4 号」に改める。

第 7 条本文中「又は同項第 3 号の多学年学級担当手当」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則中第 1 条の規定は令和 9 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 令和 9 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間における北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則別表第 1 の規定の適用については、同表中「0.5」とあるのは、「0.75」とする。

参考 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則新旧対照表（第1条関係）

新		旧	
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
勤務箇所	勤務箇所	勤務箇所	勤務箇所
特別支援学校	特別支援学校	特別支援学校	特別支援学校
調整教	調整教	調整教	調整教
0.5	0.5	1	1
教職員	教職員	教職員	教職員
特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員（教職員給与条例第17条に規定する管理職手当の支給を受ける職を占める教職員を除く。）	特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員（教職員給与条例第17条に規定する管理職手当の支給を受ける職を占める教職員を除く。）	特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員	特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員
小学校及び中学校	小学校及び中学校	小学校及び中学校	小学校及び中学校
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に規定する特別支援学級を担し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に規定する特別支援学級を担し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に規定する特別支援学級を担し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に規定する特別支援学級を担し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員
(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程による教育を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員	(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程による教育を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員	(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程による教育を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員	(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程による教育を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(教職員給与条例第38条第4項に規定する手当等)</p> <p>第2条 教職員給与条例第38条第4項に規定する教育委員会規則で定める手当は、同条第2項第1号の教員特殊業務手当及び<u>同項第4号</u>の災害応急対策等業務手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条 教職員給与条例第38条第2項第2号の教育業務連絡指導手当の支給を受けることを常例とする教職員が、北九州市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和38年北九州市条例第17号）第2条第3号の規定に基づき職務に専念する義務を免除された場合のうち選挙に専念する義務が特に必要であると認められる場合又は公務のため旅行をした場合又は公務が特に必要であると認められる場合又は公務のため旅行をした期間又は当該旅行をした期間における1日の正規の勤務時間内の公務の時間又は当該旅行をした期間（以下この項において「旅行期間中の時間」という。）は、その者の当該手当を支給される業務に従事した時間とする。ただし、当該旅行をした期間が1箇月以上である場合にあつては、旅行期間中の時間は、その者の当該手当を支給した時間としない。</p>	<p>(教職員給与条例第38条第4項に規定する手当等)</p> <p>第2条 教職員給与条例第38条第4項に規定する教育委員会規則で定める手当は、同条第2項第1号の教員特殊業務手当及び<u>同項第5号</u>の災害応急対策等業務手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条 教職員給与条例第38条第2項第2号の教育業務連絡指導手当又は<u>同項第3号</u>の多学年学級担当手当の支給を受けることを常例とする教職員が、北九州市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和38年北九州市条例第17号）第2条第3号の規定に基づき職務に専念する義務を免除された場合のうち選挙に関する事務に従事した場合その他教育長が特に必要であると認められる場合又は公務のため旅行をした場合は、その者の当該免除された時間又は当該旅行をした期間における1日の正規の勤務時間内の公務の時間又は当該旅行をした期間（以下この項において「旅行期間中の時間」という。）は、その者の当該手当を支給される業務に従事した時間とする。ただし、当該旅行をした期間が1箇月以上である場合にあつては、旅行期間中の時間は、その者の当該手当を支給される業務に従事した時間としない。</p>

<国の動向と本市制度改正との関係>

項目	国の動向	制度改正内容	実施時期
<p>教職調整額</p> <p>・支給割合</p>	<p>給料月額に支給割合を乗じた額に相当する額を基準として条例に定める。支給割合は、現行の100分の4から毎年1/1に100分の1段階的に増とする。(給特法改正)</p>	<p>以下のとおり給特条例を改正する(給特法の基準と同率)</p> <p>R8.1.1 100分の5 R9.1.1 100分の6 R10.1.1 100分の7 R11.1.1 100分の8 R12.1.1 100分の9 R13.1.1 100分の10</p>	<p>R8.1.1 ～ R13.1.1</p>
<p>・指導改善研修被認定者</p>	<p>指導改善研修被認定者を教職調整額の支給対象外とし、非常災害等の際の時間外勤務命令等の対象とする。(給特法改正)</p>	<p>給特条例及び教職員給与条例を改正し、指導改善研修被認定者を教職調整額の支給対象外とし、非常災害等の際の時間外勤務命令等の対象とする。</p>	<p>R8.1.1</p>
<p>教育職員の管理職本給改善</p>	<p>教職調整額の対象とならない管理職の処遇改善を図るため、限度規則別表を改正。また、全人連の示すモデル給料表に備考加算額を示す。(限度規則改正)</p>	<p>給与条例及び教職員給与条例を改正し、モデル給料表の備考加算額を参考に給料表に備考加算額を規定する。 高校、特支は3,800～3,900円 小中は4,000～4,100円 加算額を毎年増額する。</p>	<p>R8.1.1 ～ R13.1.1</p>
<p>義務教育等教員特別手当</p> <p>・手当の月額</p>	<p>限度規則別表の額に1.5%を乗じて算定していたものを1.0%を乗じて算定することとする。(文科省通知)また、全人連がモデル手当額表を示す。</p>	<p>人事委員会規則において手当額を改定する。</p>	<p>R8.1.1</p>
<p>・学級担任の加算</p>	<p>教特法施行規則で定める基準(学級担任及び学級担任以外)を参酌して条例で定める分掌する校務類型に応じて支給する。(教特法、教特法施行規則改正)</p>	<p>給与条例及び教職員給与条例を改正し、人事委員会規則で校務類型(学級担任及び学級担任以外)を定めるよう規定し、学級担任に3,000円加算できるように義務特手当の上限額を8,600円とする。</p>	<p>R8.1.1</p>

項目	国の動向	制度改正内容	実施時期
特殊勤務手当 ・多学年学級担当手当 ・教員特殊業務手当	複式学級の学級担任には義務特手当を加算することから支給しないこととする。 (文科省通知)	特勤条例及び教職員給与条例を改正し、多学年学級担当手当を廃止する。	R8.1.1
	・児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ・児童又は生徒に対する緊急の補導業務 については、月額8,000円に引き上げる。(文科省通知)	特勤条例及び教職員給与条例を改正し、月額8,000円に改正する。	R8.1.1
	非常災害時等の緊急業務に従事した場合等については、週休日等に業務に従事した時間を「日中8時間程度」から「日中4時間程度」に改める。(文科省通知)	運用通知を改正し、「日中8時間程度」から「日中4時間程度」に改める。	R8.1.1
給料の調整額	本給の3%程度を2年間をかけて1/2縮減する。	教職員給料の調整額規則を改正し、調整数を現行の1からR9.1.1に0.75、R10.1.1に0.5とする。	R9.1.1 ~R10.1.1

 本議案該当部分

 11/18議案部分